

## ○助成金支給の流れ

①事業内計画の作成等 → ②計画届提出 → ③訓練実施 → ④支給申請

### ①事業内計画の作成等

「事業内職業能力開発計画」の作成、「職業能力開発推進者」を選定

### ②計画届提出

職業訓練実施計画届を、契約期間初日から起算して1ヶ月前までに提出  
(既に開始している訓練等も対象となる場合がありますのでお問い合わせ下さい)

### ③訓練実施

労働時間内で、対象労働者の受講時間数を合計した時間が10時間以上必要  
(終了した訓練の時間数の合計が、1人につき1時間以上は必要です)

### ④支給申請

訓練終了日の翌日から2ヶ月以内に支給申請書と必要な書類を提出して下さい。

※ 法人単位で契約し、複数の適用事業所の労働者が利用している場合は、主たる適用事業所から申請してください。

(ここでいう主たる適用事業所は、利用する被保険者が最も多い事業所のこと)

## ○活用例

### 課題

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい!**



### 訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座 (40名)
- 訓練内容  
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した  
営業職に関するeラーニング訓練。
- 訓練経費 : 42万円  
(1名~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

- 助成率・額  
経費助成 : 60%
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成 : 252,000円
- 成果  
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、**企業全体の生産性向上に繋がった。**

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 **大阪労働局 助成金センター** (Tel. 06-7669-8900)

受付時間 8:30~17:15/土・日・祝日・年末年始休み

人材開発支援助成金

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko-you\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko-you_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)